

飯田市農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書を提出します

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定により、農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書を、市に対し提出することができます。

令和 7 年度の意見書の提出を、次により行います。

【内容（基本事項）】

- (1) 期日 9 月 16 日（火）
- (2) 時間 午後 1 時 30 分から
- (3) 場所 飯田市役所本庁舎 A 棟 2 階 市長公室
- (4) 詳細 別紙を参照願います。

【アピールポイント】

飯田市農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進のため、

- ①担い手への農地利用の集積・集約化
- ②耕作放棄地の発生防止・解消
- ③農業への新規参入の促進

などにより、農業・農村現場における諸課題の改善を図り、飯田市の農業が健全に発展するための施策の充実とその予算が確保されるよう、市に対し、「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の提出を行います。

(別紙)

飯田市農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について

- 1 期日 令和7年9月16日(火)
- 2 時間 午後1時30分から
- 3 場所 飯田市役所本庁舎A棟2階 市長公室
- 4 出席者(予定)
 - (1) 飯田市
佐藤市長、市瀬産業経済部長、浅野産業経済部参事、塩沢農業課長
 - (2) 農業委員会(役員)
高田清人(会長)、宮崎光由(会長職務代理)、
針間道夫(農地利用最適化推進委員会委員長)、坂巻吉光(同副委員長)、
櫛原文夫(第1地区協議会長)、木下勝義(第2地区協議会長)、
橋爪智則(第4地区協議会長)
 - (3) 農業委員会事務局
事務局長、農地係長、振興係長
- 5 意見書の項目
 - (1) 担い手への農地利用の集積・集約化に係る施策について
 - (2) 耕作放棄地の発生防止・解消に係る施策について
 - (3) 農業への新規参入の促進に係る施策について
 - (4) その他の事項について

(参考)

○農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号) 抜粋

(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)

第38条 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策(以下「農地等利用最適化推進施策」という。)を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体(以下「関係行政機関等」という。)に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。